



初鹿通信

第 232 号
令和 8 年 1 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

令和 8 年度税制改正大綱のお知らせ ※令和 7 年 12 月 26 日閣議決定

令和 8 年度の税制改正大綱について、重要なものをお知らせいたします。

<法人課税>

- 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設（改正産業競争力強化法施行日以降）

- 賃上げ促進税制の廃止・見直し

中小企業向け：教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止となります。

中堅企業向け：適用要件の厳格化。また、令和 9 年 4 月 1 日以降開始事業年度は制度廃止となります。

大企業向け：令和 8 年 4 月 1 日以降開始事業年度は制度廃止となります。

- 少額減価償却資産の対象資産の取得価額の引き上げと、従業員要件の厳格化

令和 8 年 4 月 1 日以降開始事業年度より、対象資産の 取得価額を現行 30 万円未満から、40 万円未満に引き上げられます。また、常時使用従業員数が 400 人超の法人は対象外となります。

<消費税>

- インボイス制度の 2 割特例の見直し

- インボイス制度の 8 割控除の見直し

免税事業者から課税仕入れを行った場合、一定期間について仕入税額控除が出来る場合の控除可能な割合の特例が 2 年延長の上、見直されます。

- 暗号資産に係る課税関係の見直し（改正金融商品取引法の施行日の翌年以降改正予定）

- 復興特別所得税の改正と、防衛特別所得税の創設（令和 9 年分の所得税から改正予定）

<個人所得課税>

- 基礎控除額の引き上げと、上乗せ措置の引き上げ（令和 8 年分以降の所得税から改正予定）

原則分の基礎控除：合計所得金額が 2,350 万円以下の基礎控除額が引き上げられます。

特例分の基礎控除：合計所得金額が 655 万円以下の基礎控除額の加算額が引き上げられます。

- 給与所得控除の引き上げと、上乗せ措置の創設（令和 8 年分以降の所得税から改正予定）

原則分の給与所得控除：現行 65 万円の最低保障額が 69 万円に引き上げられます。

特例分の給与所得控除：令和 8 年と令和 9 年のみ最低保障額が 5 万円加算されます。

- 給与所得の源泉徴収税額表及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の改正

- ひとり親控除額の引き上げ（令和 9 年分以降の所得税から改正予定）

現行の控除額 35 万円を、38 万円に引き上げます。

- 各人的控除の合計所得金額要件の引き上げ（令和 8 年分以降の所得税から改正予定）

- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の改正（令和 8 年分以降の所得税から改正予定）

- 住宅ローン控除の改正
- NISA(つみたて投資枠)の拡充(令和9年より設定可能)
- 暗号資産の課税区分の見直しと繰越控除制度の創設
- 自動車通勤手当等の非課税限度額の見直し(適用時期の明記無し)
- 公的年金控除の上限(令和9年分の所得税から改正予定)
- ふるさと納税の上限額の設定(令和9年分の寄付から適用)

<資産課税>

- 貸付用不動産の財産評価の見直し(令和9年1月1日以降に相続等により取得する財産より適用)
- 事業承継税制における計画書の提出期限の延長
- 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の廃止

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。